

## 神戸市労働組合連合会との交渉議事録

1. 日 時：令和6年10月28日（月） 18：00～18：15
2. 場 所：行財政局会議室（1号館13階）
3. 出席者：  
（市） 行財政局長、給与課長、給与課係長3名、他2名  
水道局副局長、経営企画課課長  
交通局副局長、経営企画課課長  
教育委員会事務局教職員給与課長、教職員給与課係長  
（組合） 市労連執行委員長、副執行委員長5名、書記長、他17名
4. 議 題：2024年度給与改定要綱の提案
5. 発言内容：

（市） 平素より皆さま方には、何かとご協力いただき、改めて感謝申し上げます。

さて、さる10月4日に皆さま方から、今年度の賃金確定・制度改善及び年末手当についてのご要求をいただきました。

本日は、給与改定についての私どもの考えをお示しさせていただきたいと思っております。

なお、現時点では、国における給与改定の取扱いが明らかになっておりませんが、給与改定につきましては、これまでも本市人事委員会勧告を尊重して対応してきており、今年度もその姿勢に変わりはありません。人事委員会勧告の内容を速やかに実施させていただきたいという考えのもと、今年度の給与改定について、具体案をお示しさせていただきます。

### — 提案資料配布 —

- ・令和6年度給与改定要綱（案）

それでは、お配りしました「令和6年度給与改定要綱（案）」に沿って、ご説明いたします。

まず、「1. 給料表」についてでございます。

給料表につきましては、別紙1「給料表改正案」のとおりといたします。また、企業職員につきましては、それぞれに対応する給料表といたします。

改定にあたっては、基本的には国の対応号給の改定額を基礎として、本市人事委員会勧告や国、他都市の改定状況のほか、本市の実情を考慮の上、引上げを行うことといたします。具体的には、行政職給料表において、大卒初任給など最高で26,300円の引上げとし、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、再任用職員を含む全級・全号給において引上げ改定を行いたいと考えています。

他の給料表につきましては、行政職給料表との均衡を基本として改定を行いたいと考えております。

なお、初任給の基準となる給料月額につきましては、資料に記載のとおりといたします。

また、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額につきましては、国の改定と同様、各級の高位号給の改定額を基本に改定を行いたいと考えております。

人事・給与制度の見直しにおける係長級の処遇改善については、このたびの給料表改定の中で、行政職給料表および医療職給料表（2）の係長級を対象に、全号給においてさらに

2,700 円の引上げを行いたいと考えております。

次に、「2. 昇格時号給対応表」についてでございますが、別紙2「昇格時号給対応表改正案」のとおり、労務職給料表におきまして、「1. 給料表」の改正に伴い、級昇格による給料月額引下げが生じないよう必要な対応を行うものでございます。

次に、「3. 扶養手当」についてでございます。

扶養手当につきましては、国の見直しや他都市の動向等を踏まえ、配偶者に係る扶養手当を廃止し、それにより生ずる原資により子に係る手当額を引き上げることといたします。実施にあたっては1年間の経過措置期間を設けることとし、具体的には、表にございますとおり、令和7年4月1日から令和8年3月31日までは配偶者に係る手当については、3,000円、子に係る手当については、13,500円とし、令和8年4月1日以降は配偶者に係る手当については、廃止し、子に係る手当については、14,500円といたします。

次に、「4. 通勤手当」についてでございます。

通勤手当につきましては、現行の1箇月あたりの支給限度額が55,000円であるところ、国の見直しや他都市の動向等を踏まえ、当該限度額を150,000円に引き上げることといたします。

次に、「5. 実施時期」についてでございます。

実施時期につきましては、「1. 給料表」および「2. 昇格時号給対応表」については令和6年4月1日といたします。

なお、これには会計年度任用職員のうち令和6年12月期の期末・勤勉手当の支給要件を満たす者を含み、その他の者は令和6年12月1日からの適用といたします。

「3. 扶養手当」および「4. 通勤手当」については令和7年4月1日といたします。

なお、本日の給与改定要綱（案）にはお示しできておりませんが、国の地域手当の見直しへの対応につきましては、内部で検討を進めておりますが、他都市の動向等を踏まえながら、あらゆる状況を総合的に勘案して判断しなければならず、改めて考えをお示しさせていただきます。

また、期末・勤勉手当の支給月数の改定及び今年度の年末手当の支給日等につきましても、現在、内部で検討を進めており、改めてお示しさせていただきます。

今年度の職員の給与改定につきましては、令和6年4月1日実施の職員については、その差額分について支給しなければならないものと考えております。

差額支給については、会計年度任用職員も含め年内に実施をしたいと考えておりますが、支給方法につきましては改めてお示しさせていただきたいと考えております。

給与改定に関する事項につきましては、以上でございます。

その他のご要求につきましては、できるだけ早急に、私どもの考え方をお示ししたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(組合) 経過措置額の引上げがないことはおかしい。人事委員会勧告の較差は全職員に配分すべきだと考えます。春からは共済組合の掛け金も引き上がっているため、実質賃金は減少しています。物価高に苦しんでいるのはすべての職員です。ベテラン職員のモチベーションが低下しています。経過措置額対象者を切り捨てている提案になっていることを指摘しておきます。

(市) 皆さま方からの申入れの趣旨は十分理解しております。昨今の社会情勢やこれまでのご要求も踏まえ検討してまいりましたが、経過措置本来の趣旨や実施状況を踏まえれば、将来に

わたり影響の及ぶ経過措置額の引上げについては困難であり、ご理解いただきたいと考えております。

(組合) 局長はご理解と言われたが、申し訳ないが理解できない。残された課題もあるので、山場までに合意できるよう再度検討してもらいたい。